

---

## 5010. 輸入申告変更

---

業務コード	内 容
I D E	輸入申告変更

## 1. 業務概要

「輸入申告変更事項登録（I D A O 1）」業務後、以下の手続きの変更（以下、輸入申告変更等という。）、特例申告（特例委託特例申告を含む。）を行う。

- ①輸入申告（申告納税）（輸入許可前貨物引取（以下、B Pという。）承認申請を含む。）
  - ②輸入申告（賦課課税）
  - ③輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告を含む。）
  - ④輸入（引取・特例）申告（特例委託輸入（引取・特例）申告を含む。）
  - ⑤蔵入承認申請
  - ⑥移入承認申請
  - ⑦総保入承認申請
  - ⑧展示等申告
  - ⑨蔵出輸入申告（申告納税）（B P承認申請を含む。）
  - ⑩蔵出輸入申告（賦課課税）
  - ⑪移出輸入申告（申告納税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。B P承認申請を含む。）
  - ⑫移出輸入申告（賦課課税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。）
  - ⑬総保出輸入申告（申告納税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。B P承認申請を含む。）
  - ⑭総保出輸入申告（賦課課税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。）
- (1) 本業務を税関の開庁時間外に行う場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。ただし、申告等種別が特例申告の場合は除く。
- (2) 輸入申告D Bに関税割当証明書提出猶予申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
- (3) 輸入申告D Bに原産地証明書提出猶予申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
- (4) 輸入申告D Bに個別納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
- (5) 輸入申告D Bに特例申告納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
- (6) 申告等種別が特例申告の場合で、輸入申告D Bに酒税またはたばこ税・たばこ特別税に係る特例申告納期限延長申請（以下、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）という。）を行う旨が登録されている場合は、特例申告を受理せず、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理を行う。

## 2. 入力者

通関業

## 3. 制限事項

なし。

#### 4. 入力条件

##### (1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②輸入申告DBに登録されているIDA01業務の入力者と同一であること。
- ③システムに通関士として登録されていること。

##### (2) 入力項目チェック

###### (A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

###### (B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

##### (3) 輸入申告DBチェック

入力された申告等番号について以下のチェックを行う。

- (A) 入力された申告等番号が輸入申告DBに存在すること。
- (B) 申告等変更事項の登録が完了していること。
- (C) 輸入申告等（BP承認申請を含む。）がされていること。
- (D) 輸入申告変更等（BP承認申請変更を含む。）がされていないこと。
- (E) 申告等種別が特例申告の場合は、特例申告期限日を過ぎていないこと。
- (F) 輸入申告DBに登録されている入港年月日は本業務が行われた日より未来日でないこと。
- (G) 以下の登録がされていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

「特例申告手作業移行」

##### (4) 時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、以下のチェックを行う。

ただし、申告等種別が特例申告の場合は除く。

- ①当該申告・申請者分の時間外執務要請届DBが存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

##### (5) 貨物情報DBチェック

輸入申告DBに登録されているB/L番号について、以下のチェックを行う。

~~ただし、輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合、申告等種別が特例申告の場合またはBP承認後の場合はチェックを行わない。~~

ただし、以下の場合は、チェックを行わない。

①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

②申告等種別が特例申告の場合

③BP承認後の場合

④輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

なお、一括申告する場合は、輸入申告DBに登録されているB/L番号の仕分けの子でチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。

- (A) B/L番号が貨物情報DBに存在すること。
- (B) 輸入貨物であること。
- (C) 他の輸入申告等がされていないこと。

- (D) ~~輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場と貨物情報DBに登録されている貨物が蔵置されている蔵置場が同一であること。~~

輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に貨物が蔵置されていること。

ただし、本船・ふ中扱い貨物の場合及び貨物到着前輸入申告扱いの場合は除く。

なお、複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、以下のすべてを満たすこと。

①輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に蔵置されている貨物が1つ以上あること。

②すべての貨物が申告先税関の管轄する保税地域に蔵置されていること。

- (E) 仕分けの親となっていないこと。
- (F) 混載仕分けの親となっていないこと。
- (G) 訂正保留中となっていないこと。
- (H) 一括申告する場合は、仕分けの子が5 B/L以下であること。
- (I) 本船・ふ中扱い貨物の場合は、「積荷目録提出 (DMF)」業務が行われていること。（「簡易貨物情報登録 (SCR)」業務により登録された貨物の場合を除く。）
- (J) 輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場が本船扱いに対応する蔵置場である場合は、本船扱い承認されていること。
- (K) 輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場がふ中扱いに対応する蔵置場である場合は、ふ中扱い承認されていること。
- (L) 以下の項目について、輸入申告DBに登録されている内容と貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。
- ①貨物個数
  - ②積載船舶コード
  - ③船卸港コード
- なお、一括申告する場合の貨物個数についてはB/L番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。
- また、複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、貨物個数の合計でチェックを行う。
- (M) コンテナ本数について、輸入申告DBに登録されている内容が貨物情報DBに登録されている内容と同一であること。
- なお、一括申告場合のコンテナ本数についてはB/L番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。
- また、複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、コンテナ本数の合計でチェックを行う。
- (N) 以下の登録がされていないこと。
- 「廃棄届受理」
  - 「亡失届受理」
  - 「減却承認」
  - 「現場収容」
  - 「税関内収容」
  - 「その他の搬出承認」
- (O) 貨物手作業移行されていないこと。
- (P) 削除対象となっていないこと。
- (Q) コンテナ扱いで通関する場合は、デバンニングされていないこと。
- (R) 通関予定蔵置場以外の蔵置場における搬入時申告の登録がされていないこと。
- (S) 他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。
- ①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
  - ②貨物情報DBと輸入申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。

③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。

(T) 輸入申告DBに一括申告等識別が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①一括申告等識別に「C」が登録されている場合は、コンテナ詰貨物のみであること。

②一括申告等識別に「M」が登録されている場合は、コンテナ貨物とコンテナ詰めされていない貨物が混在していること。

③一括申告等識別に「L」が登録されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみであること。

(U) 複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

ただし、一括申告する場合は、チェックを行わない。

①輸入申告DBに一括申告等識別が登録されている場合は、分散蔵置していること。

②輸入申告DBに一括申告等識別が登録されていない場合は、分散蔵置していないこと。

#### (6) 適用法令チェック

申告等種別が蔵出輸入申告、移出輸入申告または総保出輸入申告の場合で、変更事項登録日と本業務が行われた日が異なる場合は、以下のチェックを行う。ただし、BP承認後の場合は除く。

##### (A) 保険関連チェック

輸入申告DBに登録されている包括保険登録番号について、以下のチェックを行う。

①包括保険登録番号が保険DBに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に保険DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が保険DBに登録されている有効期限内であること。

##### (B) 輸入包括評価申告関連チェック

輸入申告DBに登録されている包括評価申告受理番号について、以下のチェックを行う。

①包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入包括評価申告DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限内であること。

##### (C) 輸入包括審査関連チェック

輸入申告DBに登録されている包括審査扱い受理番号及び品目コードについて、以下のチェックを行う。

①包括審査扱い受理番号及び品目コードが輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBに登録されている有効期限内であること。

##### (D) 原産地関連チェック

輸入申告DBに登録されている原産地コードについて、以下のチェックを行う。

①原産地コードがシステムに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に原産地の税率適用状況の登録内容に変更がないこと。

##### (E) 特惠例外関連チェック

特惠税率が適用されていて、輸入申告DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが特惠例外DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特惠停止期間内でないこと。

##### (F) 輸入品目関連チェック

輸入申告DBに登録されている品目コードについて、以下のチェックを行う。

①品目コードが輸入品目DBに存在すること。

②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入品目DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。

④特惠税率が適用されている品目で特惠税率の適用方式がエスケープ・クローズ方式の場合は、本業務が行われた日が特惠適用期間内であること。

(G) 特惠管理関連チェック

特惠税率が適用されていて、輸入申告DBに登録されている品目コードに係る特惠項名及び原産地に係る国名コードの組み合わせが特惠管理DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特惠適用期間内であること。

(H) 関税減免税関連チェック

輸入申告DBに登録されている関税減免税コードについて、以下のチェックを行う。

- ①関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入関税減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。

(I) 内国消費税関連チェック

輸入申告DBに登録されている内国消費税等種別コードについて、以下のチェックを行う。

- ①内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に内国消費税等種別DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。

(J) 内国消費税等減免税関連チェック

輸入申告DBに登録されている内国消費税等減免税コードについて、以下のチェックを行う。

- ①内国消費税等減免税コードが輸入内国消費税等減免税コードDBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入内国消費税等減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。

(K) 特別緊急関税対象品目関連チェック

輸入申告DBに登録されている品目コードが特別緊急関税対象の品目である場合は、以下のチェックを行う。

ただし、自由貿易協定に基づく税率が適用された場合で、システムに特別緊急関税対象品目チェックを不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

- ①輸入申告DBに登録されている数量が特別緊急関税対象品目DBに登録されている輸入基準数量を超えていないこと（チェックの許容範囲は別途税関が定める。）。
- ②輸入申告DBに登録されている課税価格が特別緊急関税対象品目DBに登録されている発動基準価格を下まわっていないこと（チェックの許容範囲は別途税関が定める。）。

(L) 輸出入者関連チェック

輸入申告DBに登録されている輸入者及び輸入取引者について、以下のチェックを行う。

- ①輸入者及び輸入取引者が国内用輸出入者DBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に国内用輸出入者DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が国内用輸出入者DBに登録されている有効期限内であること。

(M) LDC特恵除外関連チェック

特別特恵税率が適用されていて、輸入申告DBに登録されている品目コード及び原産地に係る国名コードの組み合わせがLDC特恵除外DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特別特恵停止期間内でないこと。

(N) 自由貿易協定関連チェック

適用された関税率が自由貿易協定に基づく税率の場合に、以下のチェックを行う。

なお、自由貿易協定に基づく税率の管理方式が特殊なシーリング方式の場合で、最初蔵入等承認年月日においてシーリング枠内である場合は、チェックを行わない。

- ①輸入申告DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、自由貿易協定の適用可能とFTA税率適用管理DBまたはマルチ協定税率適用管理DBに登録されていること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間にFTA税率適用管理DBまたはマルチ協定税率適用管理DBの登録内容に変更がないこと。

- ③変更事項登録日から本業務が行われた日までの間にEPA/FTA国管理DBの登録内容に変更がないこと。
- ④輸入申告DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、自由貿易協定適用期間内であること。

(7) 口座関連チェック

輸入申告DBに口座番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

- ①口座番号が口座DBに存在すること。
- ②通関業者口座の場合は、入力者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。
- ③輸入者口座の場合は、輸入者または輸入取引者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。
- ④BP承認申請以外の場合は、本業務が行われた時間が口座の使用できる時間帯であること。
- ⑤申告等種別が特例申告の場合で本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日以降である場合、または申告等種別が特例委託特例申告の場合で無符号輸入者の場合は、本業務が行われた時間が口座の使用できる時間帯であること。

(8) 担保関連チェック

(A) 以下のいずれかの条件を満たす場合は、以下のチェックを行う。

ただし、BP承認が行われている場合は、チェックを行わない。

- ①輸入申告DBに担保登録番号（据置担保または個別担保。以下同様。）及び担保額が登録されている場合
  - ②申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入申告DBに担保登録番号が登録されている場合（輸入申告DBに担保額が登録されていない場合も含む。）
    - (a) 担保登録番号が担保DBに存在すること。
    - (b) 担保登録番号及び担保額が登録されている場合は、輸入申告DBに登録されている輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁または本業務の入力者が、担保提供者コードとして担保DBに登録されていること。  
ただし、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、当該チェックは行わない。
    - (c) 輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、輸入申告DBに登録されている輸入者の先頭8桁が、担保提供者コードとして担保DBに登録されていること。
    - (d) 本業務が行われた日（申告等種別「~~引取~~」が特例申告の場合は、輸入申告DBに登録されている輸入（引取）許可年月日）が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。
    - (e) 申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合は、IDA01業務において1回目の「担保登録番号」欄に入力された担保登録番号について、担保DBに輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。  
ただし、IDA01業務において1回目の「担保登録番号」欄に入力されていない場合は、チェックを行わない。
    - (f) あて先税関官署において使用可能な担保であること。
- (B) 輸入申告DBに担保登録番号及び担保額が登録されている場合（申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合を含む。）のみ、以下のチェックを行う。
- ただし、BP承認が行われている場合は、チェックを行わない。
- (a) 担保DBに使用可能通関業者が登録されている場合は、本業務の入力者と同一であること。

- (b) 申告等種別が輸入（引取・特例）申告~~または~~及び特例申告以外の場合は、以下のチェックを行う。
- <A> 輸入申告DBに1つの担保登録番号（据置担保）が登録されている場合
- 包括納期限延長する場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。
- <B> 輸入申告DBに2つの担保登録番号（2つの据置担保または据置担保と個別担保）が登録されている場合
- ① 包括納期限延長する場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。
- ② 個別納期限延長する場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。
- ③ BP承認申請の場合は、担保DBにBP承認申請用の担保提供原因が登録されていること。
- ④ 再輸出免税を適用する場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。
- <C> 輸入申告DBに個別担保が登録されている場合
- ① 個別納期限延長する場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。
- ② BP承認申請の場合は、担保DBにBP承認申請用の担保提供原因が登録されていること。
- ③ 再輸出免税を適用する場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。
- (c) 申告等種別が輸入（引取・特例）申告または特例申告の場合で、特例申告納期限延長する場合は、担保DBに特例申告納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。
- (d) 申告等種別が輸入（引取・特例）申告または特例申告の場合は、特例申告あて先税関官署で使用可能な担保であること。

## 5. 処理内容

### (1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

### (2) 審査区分選定処理

申告等種別が特例申告以外の場合は、輸入申告DBの内容に基づき審査区分選定処理を行う。

ただし、当初の輸入申告等後に「審査区分変更・検査(運送)指定(CKO)」業務により審査区分の変更が行われた場合は、変更された審査区分を引き継ぐ。

### (3) 利用者用整理番号払出し処理

#### (A) 申告等種別が特例申告以外の場合

既に払い出された利用者用整理番号を引き継ぐ。

#### (B) 申告等種別が特例申告の場合

利用者用整理番号の付与が必要である旨がシステムに登録されている入力者の場合は、利用者単位の通番を払い出す。

ただし、申告等種別が特例申告の場合で、輸入(引取)申告者と本業務入力者が同一である場合は、輸入(引取)申告時の利用者用整理番号を引き継ぐ。

### (4) 輸入申告DB処理

申告等種別が特例申告以外の場合は、入力された申告等番号に対して、処理結果及び輸入申告等変更された旨を輸入申告DBに登録する。

### (5) 貨物情報DB処理

輸入申告DBに登録されているB/L番号について、輸入申告変更等された旨を貨物情報DBに登録する。

~~ただし、輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合、申告等種別が特例申告の場合またはBP承認が行われている場合は、処理を行わない。~~

ただし、以下の場合は、処理を行わない。

①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

②申告等種別が特例申告の場合

③BP承認が行われている場合

④輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

### (6) 特例申告受理処理

申告等種別が特例申告の場合で、輸入申告DBに特例申告納期限延長申請(酒税・たばこ税)を併せて行う旨が登録されていない場合は、以下の処理を行う。

#### (A) 担保引落とし処理

輸入申告DBに担保額が登録されている場合は、以下の処理を行う。

##### (a) 引落とし処理

輸入申告DBに担保登録番号が登録されており、担保DBに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が輸入申告DBに登録されている担保提供原因毎の担保額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

なお、輸入申告DBに2つの担保登録番号が登録されており、担保DBに同一の担保提供原因が登録されている場合は、IDA01業務において2回目の「担保登録番号」欄に入力された担保登録番号より引落とし処理を行う(2つの担保登録番号からの引落としは行わない。)

①引落とし結果を担保DBに登録する。

②担保提供原因毎に引落とし結果を担保引落とし回復DBに登録する。

ただし、納期限延長用の担保提供原因の場合は、登録しない。

③担保引落とし済みの旨を輸入申告DBに登録する。

④資金DBに特例申告された旨及び担保引落とし済みの旨を登録する。

(b) 担保残高不足処理

輸入申告DBに担保登録番号が登録されていない場合または、担保残高が不足している場合は、以下の処理を行う。

<A> 共用担保を使用しない場合

エラーとする。

<B> 共用担保を使用する場合

共用担保の引落とし処理において、本システムの担保残高が引落とし金額に満たない場合は、担保引落とし処理を行わず共用担保充当処理等を行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F03「共用担保連動処理」の「共用担保充当処理」を参照。

(B) 納付処理

納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

(a) 特例申告口座一括引落とし登録処理

納付方法が口座振替の税科目がある場合で、本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日以前の場合は、以下の処理を行う。

ただし、申告等種別が特例委託特例申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。

なお、特例申告口座一括引落とし処理についての詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F02「特例申告口座一括引落とし処理」を参照。

①特例申告された旨を資金DBに登録する。

②一括納付書番号を払い出す。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

③一括納付書番号及び受入科目毎に納付すべき税額を口座一括振替用DBに登録する。

(b) 口座振替処理

~~納付方法が口座振替の税科目がある場合で、本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日を過ぎている場合は、以下の処理を行う。~~

納付方法が口座振替の税科目がある場合で、以下のいずれかの条件を満たす場合は、以下の処理を行う。

①本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日を過ぎている場合

②申告等種別が特例委託特例申告の場合で、無符号輸入者の場合

<A> 口座DBの口座残高が輸入申告DBの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

①口座引落とし結果を口座DBに登録する。

②税科目毎に引落とし結果を口座履歴DBに登録する。

③口座引落とし済みの旨を輸入申告DBに登録する。

④資金DBに特例申告された旨及び口座引落とし済みの旨を登録する。

<B> 口座残高が不足している場合は、エラーとする。

(c) オンライン・リアルタイム口座処理

~~納付方法が口座振替の税科目がある場合で、本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日を過ぎている場合は、オンライン・リアルタイム口座を利用して納付する場合のみ、以下の処理を行う。~~

納付方法が口座振替の税科目がある場合で、以下のいずれかの条件を満たす場合は、オンライン・リアルタイム口座を利用して納付する場合のみ、以下の処理を行う。

①本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日を過ぎている場合

②申告等種別が特例委託特例申告の場合で、無符号輸入者の場合

<A> 納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告DBの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をMPN納付DBに登録する。

<B> オンライン・リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告DBに登録する。

<C> 口座残高不足の旨を資金DBに登録する。

<D> 口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Webサーバ向けに送信する。

(d) 一括納付書用登録処理

納付方法が口座振替でない税科目がある場合で、本業務が行われた日が一括納付書用登録処理の特定日以前である場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

ただし、申告等種別が特例委託特例申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。

①特例申告された旨を資金DBに登録する。

②一括納付書番号を払い出し、資金DBに登録する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

(e) ~~納付方法が口座振替でない税科目がある場合で、本業務が行われた日が一括納付書用登録処理の特定日を過ぎている場合は、税科目毎に以下の処理を行う。~~

納付方法が口座振替でない税科目がある場合で、以下のいずれかの条件を満たす場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

①本業務が行われた日が一括納付書用登録処理の特定日を過ぎている場合

②申告等種別が特例委託特例申告の場合で、無符号輸入者の場合

<A> 直納処理

納付方法が直納の場合は、特例申告された旨を資金DBに登録する。

<B> MPN処理

①特例申告された旨及びMPNを利用して納付する旨を資金DBに登録する。

②納付番号及び確認番号を払い出し、特例申告あて先税関官署、申告等番号及び納期限が同一の受入科目の納付情報を1つにまとめ、MPN納付DBに登録する。

(C) 輸入申告DB処理

特例申告された旨を輸入申告DBに登録する。

(7) 特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理

申告等種別が特例申告の場合で、輸入申告DBに特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）を併せて行う旨が登録されている場合は、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された旨及び特例申告期限日の翌月末日を基準として削除対象とする旨を輸入申告DBに登録する。

(8) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。ただし、申告等種別が特例申告の場合は除く。

(9) 注意喚起メッセージ出力処理

申告等種別が特例申告の場合で、共用担保充当処理が行われた場合は、注意喚起メッセージを処理結果通知に出力する。

(10) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入申告等控情報* <sup>1</sup>	輸入申告変更等された場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸入申告変更控 ②蔵出輸入申告変更控 ③移出輸入申告変更控 ④総保出輸入申告変更控 ⑤輸入許可前貨物引取承認申請変更控 ⑥蔵出輸入許可前貨物引取承認申請変更控 ⑦移出輸入許可前貨物引取承認申請変更控 ⑧総保出輸入許可前貨物引取承認申請変更控 ⑨蔵入承認申請変更控 ⑩移入承認申請変更控 ⑪総保入承認申請変更控 ⑫展示等申告変更控 ⑬輸入（引取）申告変更控	入力者 税関（通関担当部門） * <sup>2</sup>
	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合は、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）控として出力	入力者
	特例申告受理された場合は、特例申告控として出力	入力者 輸入取引者または輸入者 （輸入取引者の登録がなかった場合）* <sup>3</sup>
	特例申告エラー通知情報	共用担保充当処理を行い、担保残高不足となった場合
納付書情報（直納）	以下の条件をすべて満たす場合 ただし、特例申告納期限延長と即納混在の場合は、特例申告納期限延長対象の税科目分の出力は行わない。 ①特例申告である ②納付すべき税額がある ③納付方法が直納である ④本業務が行われた日が一括納付書用登録処理の特定日を過ぎている一括納付対象でない ⑤特例申告納期限延長（酒税・たばこ税）されていない	入力者
納付書情報（口座）	以下の条件をすべて満たす場合 ①特例申告である ②納付すべき税額がある ③納付方法が口座振替の税科目がある ④本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし用登録処理の特定日を過ぎている一括納付対象でない	銀行

情報名	出力条件	出力先
納付番号通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ただし、特例申告納期限延長と即納混在の場合は、 特例申告納期限延長対象の税科目分の出力は行わない。 ①特例申告である ②納付すべき税額がある ③納付方法がMPNである ④本業務が行われた日が直納一括納付書用登録処理 の特定日を過ぎている一括納付対象でない ⑤特例申告納期限延長（酒税・たばこ税）されていない	入力者、輸入者または輸入取引者のいずれか*4
輸入申告等情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）
特例申告納期限延長申請情報	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合	税関（収納担当部門）

(\* 1) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D02「輸入申告等控情報について」を参照。

(\* 2) 「訂正票出力識別」欄に「P」が入力された場合にのみ出力する。

(\* 3) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

(\* 4) システムに出力する旨が登録されている利用者のみにも出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。

## 7. 特記事項

### (1) 出力される関連省庁システムの届出・申請番号について

関連省庁システムの届出・申請情報が複数関連付けられている場合は、各システム別の以下の出力項目に有効かつ最初に登録された届出・申請番号を出力する。

- ①「食品等輸入届出受付番号」欄
- ②「植物等輸入検査申請番号」欄
- ③「畜産物輸入検査申請番号」欄

なお、関連付けられているすべての届出・申請番号は「関連省庁申告・申請状況照会（I X X）」業務で確認することができる。